

会 議 録

1 附属機関の会議名称

平成29年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会

2 開催日時

平成29年10月19日(木)10時00分から12時05分まで

3 開催場所

みと文化交流プラザ5階 501研修室

4 出席した者の氏名

(1) 委員 伊藤明美 太田元子 加藤祐一 兼子千恵子 小路裕子 鹿倉よし江
鈴木宣子 高木圭二郎 田山知賀子 百武幸子 松本春美 八木岡努

(2) 事務局 鈴木吉昭 石塚美也 谷中恒夫 飯村久美

5 議題及び公開・非公開の別

- (1) 平成29年度 男女平等参画推進事業について(公開)
- (2) 平成29年度 男女平等参画施策の概要について(公開)
- (3) (仮称)女性の活躍推進事業者認定制度について(公開)

6 非公開の理由

7 傍聴人の数 0人

8 会議資料の名称

資料1 平成29年度年間事業スケジュール

資料2 水戸市男女平等参画施策の概要について

資料3 (仮称)女性活躍推進事業者認定制度の創設について

9 発言の内容

事務局 ただ今から、平成29年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会を始めます。
まず始めに、市民協働部長から御挨拶を申し上げます。

市民協働部長 本日は、足元の悪い中、また、お忙しい中、水戸市男女平等参画推進委員会に御参加いただき誠にありがとうございます。

さて、一昨年になりますが、「女性活躍推進法」が施行されました。この法律では、

働きたい女性が働きやすい環境をつくる、いきいきと活躍できる社会の実現に向けて法整備がなされたところでございます。本市におきましても、これまで男女平等参画の様々な施策を推進してきたところでございますが、この法律の施行を受けまして、我々としても、女性が活躍する場の一層の迅速化、重点化を図るべく、水戸市女性活躍推進計画の策定したところでございます。この市町村の計画策定は努力義務という事ではありますが、水戸市は、これを進んで策定をしたところでございます。本計画の策定にあたりましては、当委員会の委員の皆様大変御尽力いただきましたことを、改めまして、この場をお借りしまして感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日の会議でございますが、3件、議題を用意させていただいております。1番目が、平成29年度男女平等参画推進事業についてということで、男女平等参画課が中心となり実施した男女平等参画推進事業について、上半期の実施状況と、今後の予定を御説明させていただきます。2番目の議題につきましては、平成29年度男女平等参画施策の概要（平成28年度実施事業）ということで、本市におきましては、全庁的に、男女平等参画を進める様々な事業を行っております。これにつきまして、御報告させていただきます。そして、3番目が、仮称になりますけれども、女性の活躍推進事業者認定制度についてということで、これは、女性活躍推進計画にも位置付けたものでございますが、事業者の取組を表彰したりインセンティブを与えたりする制度を作っていこうということで、今回御提案させていただきたいものでございます。

現在、水戸市では予算要求に向けた時期になってきております。様々な、皆さまからの御意見をいただきまして、来年度、30年度の予算に反映させるよう、有意義な御意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。皆様、どうぞ、よろしくお願いをいたします。

事務局 ここで、本日の資料について御確認いたします。（中略）会議次第の裏面の委員名簿を御覧ください。本委員会の____会長が急きょ欠席となりましたので、副会長の____委員に本日会長の職務を代理していただきます。また、____委員、（中略）におかれましては、本日御欠席との連絡を頂いております。水戸市男女平等参画基本条例第20条の2第2項にあるとおり、本日、委員の2分の1以上である12名の出席があるため推進委員会を開かせていただきます。まずはじめに、前回の本委員会から、今回交代された委員の御紹介をいたします。（中略）5人の方が新たに委員に推薦されました。

それでは、ここからの議事進行につきましては、水戸市男女平等参画基本条例第20条の2第1項及び同第20条第6項の規定に基づきまして、副会長にお願い

したいと思います。よろしくお願いいたします。

副会長 では皆様、改めまして、おはようございます。私も不慣れで皆様方に御迷惑をおかけするかと思いますが、時間内に終わらせていきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

では、会議次第1の平成29年度男女平等参画推進事業について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 会議次第1の男女平等参画推進事業につきまして、お手元に資料1を御用意ください。平成29年度の年間事業となっております。実施済みの事業は参加人数を記載しております。まず、今年度上半期の主な事業につきまして、スライドを御覧いただきながら説明をお聞きいただければと思います。

(スライドにより説明)

以上が、これまで実施した事業の報告でございます。

次に、今後実施予定の事業のうち、主なものを御説明いたします。今月は三つのキャリアセミナーが予定されております。就職を控えた学生に、将来の働き方、生き方をしっかり考えていただくことを目的にしたセミナーです。明日実施するものは、これまでの市内大学へのキャリアセミナーに加え、専門学校にも門戸を広げ、今年度初めて実施するものです。

11月1日と10日に予定している行政懇談会は、市長と働く女性とが直接懇談するという、初めての試みです。女性経営者の部と、企業等で働く部で分けて開催します。ここでいただいた御意見を施策に適切に反映していくことを目的としております。平成29年度実施事業については以上です。

副会長 事務局からの説明について、御質問がございますか。

(意見なし)

それでは、ただ今の御意見を踏まえまして、事務局では来年度の予算要求に反映するようにしてください。次の会議次第2の平成29年度男女平等参画施策の概要について、事務局から御説明いただきます。

事務局 それでは、会議資料の2を御覧ください。平成29年度の男女平等参画施策の概要について、御説明いたします。本施策の概要につきましては、水戸市男女平等参画推進基本計画(第2次)に基づく本市各課の具体的な事業の進捗状況を把握するために毎年作成しております。

現在、各担当課より取りまとめ、精査を行っている段階でして、製本前の状態です。若干不備もあるかと思いますが、御理解をお願いいたします。製本したものにつきましては、後日、各委員の方々へ配布をさせていただきます。

2ページから5ページにつきまして、施策の体系になっておりまして、全部で102の基本施策の体系図となっております。続きまして、6、7ページが、基本計画で定められた21ほどの指標目標です。基本計画(第2次)初年度にあたります平成27年度の数値、そして次の年度の平成28年度の現状の数値、そして、最終年度平成31年度の目標値を記載しております。男女平等の講座参加者、乳がん

検診者、当センターの登録団体数につきましては、大幅に増えております。そして、待機児童につきましては、171人というところで、かなり減ってはいる状況にあります。ただ、目標値に対しましては、まだまだ、というところがありますので、平成31年度の目標値の達成に向けて、各課と連携しながら、事業推進を図ってまいります。8ページから、本市の全部で21課に男女平等関係の施策がまとまっております。

こちらは、かなり細かく書かれておりますことから、後程お目通しいただければと思います。この内容については、水戸市男女平等参画推進基本条例10条の規定に基づきまして、実施状況の年次報告として議会に報告したのち、ホームページに掲載いたしまして、市民、事業者等に公開してまいります。以上です。

副会長 水戸市全体での男女平等参画関連の施策の実施状況を御説明いただきました。事務局からの説明について、御質問がございますか。

____委員 施策の体験の中の3ページの43番目の、お父さんのための子育て手帳の作成と配布ということでございます。だいぶ前から父子手帳というのを作っているのですが、現在の配布はどのようにされているのでしょうか。市民の方に聞くと、知らないとか、もらっていないとか言われるので。これは、保健センターの方の管轄なので、分かる範囲で結構です。

事務局 お手元の資料2の39ページを御覧いただければと思います。初めてのお子さんの時、母子手帳をお配りする際に父子手帳も配布している、ということでございます。

____委員 わかりました。水戸市の父子手帳は、魁なのですね。

副会長 他に何かございましたら。

____委員 施策の「学校教育の場での男女平等参画の推進」というところで、男女平等参画に関する道徳教育の実施というのがあるのですが、男女平等参画に関する道徳というのは、どういうことですか。施策の2ページのところです。

事務局 施策の概要の18ページを御覧になっていただくと、事業概要としまして、異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する心を養えるような指導を目指し、市総合教育研究所や市教育会主催の研修及び校内への研修を重ね、道徳教育の充実に努めるということです。相手を思いやり、男女仲良く協力し助け合うことや、個性や立場を尊重することなどの授業を行っております。

____委員 お互いに人格を尊重し、個を尊重するということですね。わかりました。男女平等のための教育というのは、もっと力を入れなければならないのですけれども、こういう形でやっていただければ有難いです。「平等教育」をやっているのでしょうか。

事務局 人権教育の一部としてやっております。学校へ男女平等の観点を入れていくということを始めるところです。現在、中学校において、職業を選択するとき、女性が消防士になってもいいだろう、男性が保育士になってもいいだろう、といった例から、男女の固定的な職業観を無くそうということで、実施しています。

学校で開催していただくということで、積極的に現場に入っていこうと思っています。現在は、中学校で実施していますが、高校、大学と、それぞれシーン、扱うものを変えて、直接学校に入って実施して参ります。

副会長 何か他にございませんか。

___委員 6ページ、指標項目の中で事業番号47と50につきまして、目標値がそれぞれ42%、60%ということで、現状値が27年度と28年度が変わり無いのですけれども、実際に31年度の目標値に対して、現状値が厳しいかと思うのですが。それと、数字が同じなのですが、数字は毎年、調査などしているのでしょうか。

事務局 この点につきましては、両方とも25年度現状値です。市民意識調査を計画策定前に実施しておりまして、その数値でスタートしております。この調査は水戸市内全域を対象とするものでして、5年に1回の実施となっています。今回は、来年度、調査を実施しますので、この数値をお示しできるようになると思います。また、同時に事業の進捗状況もお示しできると思います。

___委員 37と39も一緒ですか。

事務局 はい、25年度現況値と書いてあるものは、市民意識調査からの数字です。

___委員 質問です。5ページ、6ページの31年度の目標値というのがそれぞれ書いてあるのですが、その目標値というのは、どのように定められたのでしょうか。

事務局 こちらの目標指標は、現基本計画策定の際に定めたものでございます。根拠につきまして、例えばワーク・ライフ・バランスを知っている市民の割合、42%、60%というのがありますが、市民意識調査において「知っている」と「聞いたことがある」の割合が合わせて42%でございます。「聞いたことがある」人も、「知っている」にしていこうというのが、この目標数値の根拠でございます。その他、担当課がその数値を定めているもの、その担当課が持っている計画の数字と合わせております。

___委員 7ページの事業番号100番なのですが、男女平等参画センター登録団体数とありますが、これは、意識が高ければ誰でも登録できるのですか。登録の条件はどういったものがあるのでしょうか。

事務局 条件は、主に水戸市を中心に男女平等参画に資する活動をしている団体等でございます。加えて、このセンターにおいて活動をしていただける団体です。

副会長 他にございませんか。

___委員 9ページ、67番なのですが、介護相談員の研修で、決算と比較すると予算がずいぶん増えているようですが、人数が増えたり回数を増やしたりといったことがあるのでしょうか。

事務局 この件は、介護保険課の事業ですので、担当課に確認して、後日、回答させていただきます。

副会長 では、これまでの御意見を踏まえて予算要求を行っていただきたいと思います。次の会議次第3「(仮称)女性の活躍推進事業者認定制度の創設について」の説明を事務局からお願いいたします。

事務局

資料3を御覧ください。昨年度策定いたしました女性活躍推進計画の中で、事業者の自主的な取組を加速化する新たな制度設計を検討するとしており、そこで、現在検討しておりますのが、(仮称)女性活躍推進事業者認定制度の創設です。本日は制度の大枠をお示しし、今後、詳細に制度設計していくこととなりますので、皆様からは、現段階での御意見をいただければと思います。位置付けとしましては、基本施策1の「はたらく場における男女平等参画の推進」のところで、「男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、女性活躍推進法等の普及・啓発」とあり、実施する事業の概要として、「事業者の取組の加速化に向けた、新たな制度設計を検討する」と、この部分でございます。対象となる事業者として想定しておりますのが、関係法令の規定を遵守している事業者、また、必要な措置が就業規則等に記載され、取組が行われていること。女性の活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの取組が行われていること。従業員が300人以下であること。その他、たとえば、暴力団と無関係であることなどを想定しております。(4)の従業員数が300人以下であるというところですが、従業員数301人以上の事業者は、事業主行動計画の策定が義務であり、事業主行動計画を策定したうえで「えるぼし」の認定を得ていくと想定されますが、水戸市内の事業者はほとんど、99.8%が300人以下であることから、そこに焦点をあてて支援していきたいということから、300人以下としております。

次に、認定基準の柱です。まずは、女性の雇用への取組をしている、採用の段階で、女性が採用されるような取組をしていること。そして、2番目に、その採用されたところで、ずっと働き続けることができる、男女がともに働きやすい環境づくりへの取組をしている。そして、3番目に、女性の管理職への登用の取組をしている。この3つの柱で考えております。

次に、認定を受けたことのインセンティブですが、「広報みと」や市のホームページで事業者名が紹介される、また、認定を受けていることを名刺やパンフレットなどでPRしていただける、就活セミナー等で、積極的にPRしていただける、ということで、考えております。認定制度導入で水戸市として狙っている効果としまして、5のところに書いてございますが、女性が継続して働ける職場が増える。働きたいと希望する女性が、働きやすい職場を選ぶ際の目安となる、事業者が優秀な人材を採用できるようになる、でございます。ページを返しまして、6の認定までの流れですが、他市等での例を参考にしながら検討した結果、随時申請を受けまして、なるべく客観的な、主観の入らない書類審査とヒアリング、現地調査等を通じて認定していく、という流れでございます。

認定の期間は、一度認定して終わりというわけではなくて、期間を区切って、3年間で一度終了して、更新制としたいと考えております。

次に、8の「水戸市男女平等参画社会づくり功労賞」との関係についてです。先ほども御紹介しましたが、現在、「水戸市男女平等参画社会づくり功労賞事業所の部」がございまして、男女平等参画社会の形成に向け、先駆的な実績を残した

個人・団体・事業所に対し、主に外部の方を審査員とする審査会で選考のうえ、功労賞を授与しております。そのうち、事業所の部との関係をどのように考えるかということですが、方向性としては、ユニークな取組により男女平等参画社会づくりに貢献したところを表彰する制度として、功労賞を存続することを考えております。認定を受けなければ表彰されないということではなく、認定とは別のアプローチの仕方を残していきたいと思っております。

参考ですが、茨城県でも「女性が輝く優良企業認定制度」という、似たような制度がございまして、県ではハーモニー功労賞事業所の部は廃止して、認定された企業のうち、特に優良な取組を実施していると認定審査会において認められた企業を表彰しているということでございます。

スケジュールは、これから年度内に、認定基準の細かいところを詰めてまいりまして、3月にもう一回こちらの推進委員会を開催する際、詳細な内容を御報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。認定期間なのですが、3年で更新とありますが、基準は更新の時もそうなのですか。更新の時は申請さえすればいいのですか。

事務局 この認定期間というのは、認定の効力が3年間あるということです。3年間で過ぎたら、また申請していただくということです。

副会長 ありがとうございます。他にございませんか。

___委員 今、御説明いただいた中で、水戸市の場合は従業者数がほとんど300人以下だという話ですけど、その数と、事業の業種ですね。いくつくらいの業種に分かれているのか、それを全部一つにしての目標だと思うのですが、業種別というのは見えていますか。

事務局 全体で、301人以上の事業所は0.2%に満たない事業所数というところは経済センサスの数字から出ていますが、業種別の数は、今、この場には持ち合わせておりません。

___委員 そのように、押しなべて一緒にいいのかという疑問があります。業種別に目標を考えなくて良いのですか。業種別で、何かあると分かりやすいのではないかと考えたもので。

事務局 業種ごとに目標を設定するということですか？

___委員 ここでは、そうじゃなくって、業種別一覧とかってありますよね。

___委員 関連で質問させていただきます。まず、300人以下の事業所を対象にしたということは、先駆的で大変素晴らしいと思います。私は、茨城県の認定制度の審査員をしていたのですが、全部300人以上のところでした。そうすると、今、どの業種かということではなく、エントリーしてもらうことが大事だと思います。関連で、育休、介護、これらの基準とする数字の検討は、これからですか。管理職は女性30%でしょうね。ぜひ、ここをしっかりと見ていきながら、数字のハードルは、高くしてもらいたいと思います。

事務局 業種につきましては、水戸市としては、各事業所がどのくらいあるかというこ

とについて、第1次産業から第3次産業、各業態別に把握はしております。ただ、どの業種、どの業態ということにとらわれず、申請をしていただき、認定をしていきたいと考えております。それから、「厳しい基準を」という御意見をいただきましたが、県の認定制度に、今後繋げていきたい思いがあります。そのためには、基準について十分検討してまいります。更に、今後、女性が活躍していく環境をつくるためにも、水戸市内の中小企業が、目標にしていだけるような認定制度を創設していきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。基準の数値につきましては、2月までに具体的に検討してまいりたいと思います。

事務局 3月に、この委員会を開催させていただきますので、その時にまた、基準の数値を含めまして御意見いただければと思います。

___委員 300人以下の中小企業って、どのくらいあるのでしょうか。

事務局 本市女性活躍推進計画によりますと、市内事業所が13,691となっております、そのうち、300人以上が24事業所となっております。

___委員 そうすると、その約13,000事業所に申請の書類を郵送するのですか。

事務局 各種媒体を使って広報し、申請をしていただく方針です。

___委員 そのようにして、少しでも多くの事業所に申請していただくよう意識を持っていただき、参加していただくという意味で、手法も工夫していただきたいと思います。現地調査等とありますが、書類上の内容と実際働いている人との食い違いが無いように、丁寧にやっていただきたいと思います。

副会長 この認定制度については、新しい事業なので、いろいろなことを検討し、考えなければならないと思います。2月までが検討期間ということですか。

では、そういうことで今後ともよろしく願いいたします。新たな制度を創設するということですので、本日の議論を反映し、他の自治体の例なども参考にし、制度設計を進めていただきたいと思います。

次回開催は3月末ごろかと思っておりますので、その時に、改めて御報告願います。これで、本日予定されていた議事についてはすべて終了いたしました。以上をもちまして平成29年度第1回水戸市男女平等参画推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。